

「週休2日制確保工事」試行実施要領

令和5年9月

葛飾区施設部営繕課

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、公共工事の品質確保のための担い手の育成に係る取組を実施しているところである。

本試行実施要領は、国土交通省及び東京都財務局における週休2日の取組を踏まえ、「週休2日制確保工事」を行うために必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日(現場にて継続的に常駐した最初の日)から工事完了日までの期間をいう。なお、工場製作のみを実施している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている一定期間等は含まない。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 発注方式

令和5年度試行対象工事は全て「発注者指定方式※」とする。

※発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

4 試行実施対象工事

(1) 本試行実施要領は、葛飾区施設部営繕課長及び施設整備担当課長が定める工事に適用する。

(2) 工事年間発注予定表に「週休2日制」と原則記載する。

また、特記仕様書に週休2日制確保工事であることを記載するとともに、案件公表時は、公共工事等発注予定表に週休2日制確保工事と記載する。

5 現場閉所の確認方法等

受注者は、以下の事項について実施すること。

(1) 現場閉所の確認方法

① 工事着手前

- ・「現場閉所の予定日が記載された実施工程表」(以下、「実施工程表」という。)等を監督員へ作成提出し、週休2日が確保されていることの確認を受けること。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう日程を調整し、たうえて「実施工程表」を作成すること。

② 工事着手後

- ・「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所の日数の確認を受けること。
- ・工事工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を修正し監督員へ作成提出し、都度確認を受けること。なお、分離発注工事の場合の「実施工程表」の修正に当たっても、受注者間で調整を行うこと。

③ その他留意事項

- ・現場閉所の日に作業が発生するような指示を行わないこと。
- ・設備工事、内装工事等の後工程工事の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施すること。
- ・工事一時中止を行う場合など期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と協議すること。
- ・統括安全衛生責任者を選任している場合は、その者が「実施工程表」を管理し、必要な調整を行うこと。

(2) 下請契約の見積り

見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う週休2日制確保工事である」旨を明記し、施工体制台帳等(下請けとの契約書の写し、下請契約の見積書等)により、容易に確認出来るようにすること。

6 積算方法等

(1) 積算方法

週休2日を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の労務費)を補正し工事費を積算して予定価格を作成している。なお、労務費の補正率は、別添1の「週休2日制確保工事の実施に係る積算方法等について」(以下、「積算方法等について」という。)を参照すること。

(2) 変更方法

週休2日(現場閉所率 28.5%)を達成できなかった場合、「積算方法等について」にあるとおり、労務費の補正係数を変更して工事費を積算し、工事請負契約約款第 23 条の規定に基づき契約金額を減額変更する。

7 対象工事である旨等の表示

週休2日制確保工事である旨を工事看板等に明示すること。

8 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

付則

この要領は令和5年9月1日から施行する。

週休2日制確保工事の実施に係る積算方法等について

1. 週休2日制確保工事は、下記の方法で労務費を補正した複合単価及び、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格(市場単価以外の材工単価)(以下「市場単価等」という。)により、工事費の積算を行っている。

2. 工事費の積算方法

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正している。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正している。

(2) 市場単価等

市場単価は、以下の表1から表3の「週休2日」の欄の補正率を乗じ、単価を補正している。建設資材定期刊行物の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合においても同様。

3. 変更方法

週休2日(現場閉所率 28.5%)を達成できなかった場合、労務費の補正係数を以下①及び②のとおりに変更して工事費を積算し、工事請負契約約款第 23 条の規定に基づき契約金額を減額変更する。

① 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じない。

② 市場単価等

市場単価等は、補正率を乗じない。

表 1 市場単価等の補正率(建築工事)

工種	週休2日	工種	週休2日
仮設	1.03	金属	1.02
土工	1.03	左官	1.04
地業	1.03	建具(ガラス)	1.02
鉄筋	1.04	建具(シーリング)	1.04
コンクリート	1.04	塗装	1.04
型枠	1.03	内外装	1.03
鉄骨	1.04	内外装(ビニル系床材)	1.02
既成コンクリート	1.03	ユニットその他	1.01
防水	1.02	排水	1.03
防水(シーリング)	1.04	舗装	1.02
石	1.02	植栽及び屋上緑化	1.03
タイル	1.03	解体	1.03
木工	1.02	解体(内外装)	1.05
屋根及びとい	1.02	撤去	1.05

表 2 市場単価等の補正率(電気設備工事)

工種	摘要	週休 2 日
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.04
	ケーブルラック	1.03
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03
	プルボックス	1.02
	プルボックス用接地端子	1
	防火区画貫通処理、ケーブルラック用 (壁・床)	1.03
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03

表 3 市場単価等の補正率(機械設備工事)

工種	摘要	週休 2 日
配管工事	配管用	1.03
	ダクト用及び消音内貼	1.03
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03
ダクト付属品	既製品ボックス、排気口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04
衛生器具	取付手間のみ	1.04